

東京都がん対策推進計画の策定について

1 東京都がん対策推進計画とは

(1) 計画の性質

平成 19 年 4 月 1 日施行のがん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）に基づき、都におけるがん対策の推進に関する計画（「東京都がん対策推進計画」）を策定する。

これまで東京都においては、「東京都健康推進プラン 21」（平成 13 年～22 年）の中で「がんの減少」を目標に掲げ、さらに平成 17 年度に策定した「東京都健康推進プラン 21 後期 5 か年戦略」において、がんの予防及び早期発見を重点課題のひとつとして位置づけ、課題を明確にした上で、目標の体系化をし、具体的な取組の方向性を示している。また、医療に関しては、「東京都保健医療計画」において「ターミナル・ケア対策」や「研究の充実」と位置付け、個々の施策目標を定めている。

今回、東京都においては、がん対策基本法の趣旨を踏まえ、がんの予防から治療及び療養生活の質の向上に到るまでの都における総合的な計画として「東京都がん対策推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定する。

(2) 計画策定にあたって

がん対策基本法の「基本理念」及び「地方公共団体の責務」の趣旨を十分踏まえ、「推進計画」の策定を行う。また、「推進計画」に盛り込む施策の検討にあたっては、がん対策基本法の「基本的施策」の内容を踏まえるものとする。

また、国の「がん対策推進基本計画」に定める施策については、原則として、施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。都の「推進計画」においても可能な限り、具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

(3) 他の計画との整合性

「推進計画」の策定に当たっては、国が策定する「がん対策推進基本計画」を基本とし、医療法に基づく医療計画等と調和の保たれたものとする（がん対策基本法第 11 条）。

国はがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「がん対策推進基本計画」を策定する。この計画策定のため、現在、国はがん対策推進協議会を設置し、検討を行っている。

また、都では今年度、東京都保健医療計画第四次改定（平成 20 年～24 年）、東京都健康推進プラン 21（平成 13 年～22 年）の一部改定を予定しており、「推進計画」の策定に当たっては、これらの計画との整合を図るものとする。

2 計画の期間と策定期間

がん対策推進計画の計画期間については平成 20 年 4 月から平成 25 年 3 月までの 5 年間とし、計画の策定期間については平成 19 年度末の決定・公表とする。

これは、東京都保健医療計画の第四次改定期間及び計画期間の考え方にあわせたものである。

また、策定後の改定期間については、都におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、都におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも 5 年ごとに再検討を加え、必要があるときはこれを変更するものとする。（がん対策基本法第 11 条）

3 策定方法

都が設置する「東京都がん対策推進協議会」（学識経験者、患者代表、関係機関代表で構成）において、都におけるがん対策に関する課題、今後の施策に関する議論を行い、「推進計画」の検討を行う。この協議会での検討結果に基づき、最終的に都が「推進計画」を決定する。

また、がん対策に関する都民からの意見を広く反映させるため、素案の段階で、東京都がパブリックコメントを実施する。